

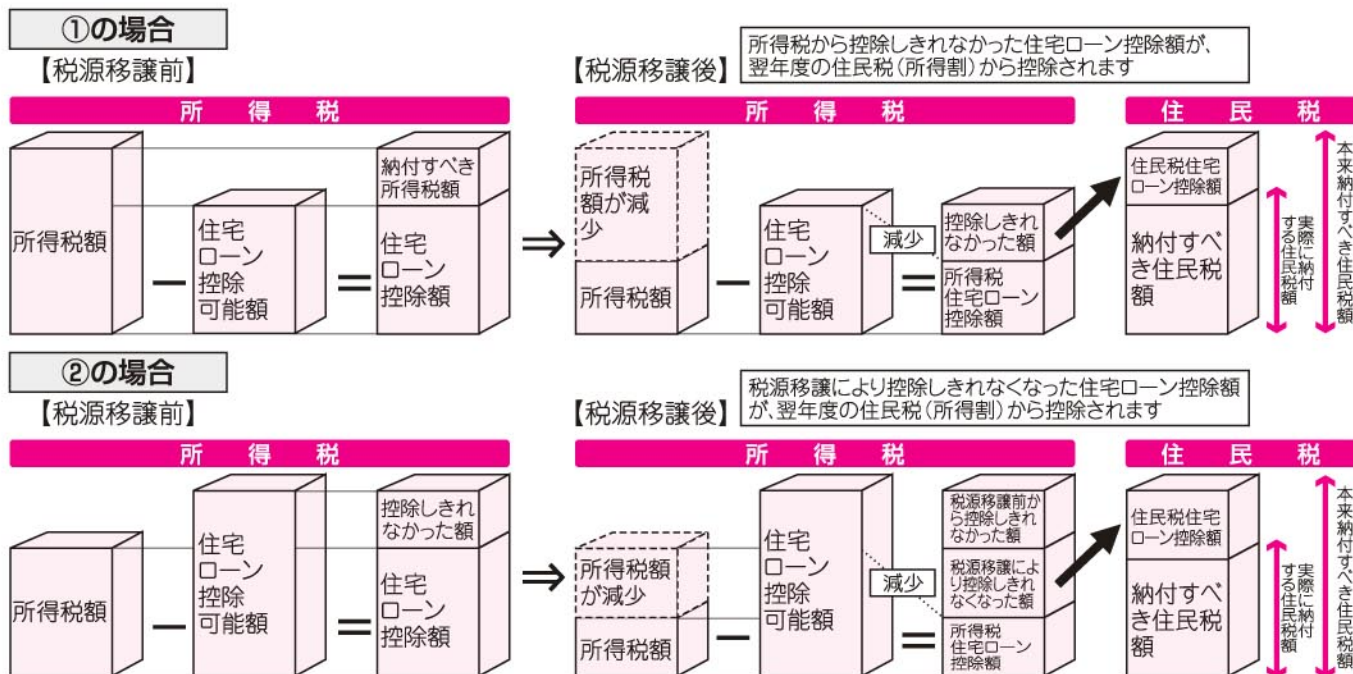
住民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の申告について

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減った方は、市区町村への申告により住民税が減額される制度が導入されました。対象となる方は申告をしていただくようお願いいたします。

○住民税の住宅ローン控除の対象となる方○

平成11年～平成18年までに入居し、住宅借入金等特別控除を受けている方で、次の①または②に該当する方です。

- ①税源移譲によって所得税額が減少したことにより、住宅ローン控除可能額が所得税額より大きくなった方。
- ②住宅ローン控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも全額を控除しきれなかったが、税源移譲によって控除しきれない額が大きくなった方。



○住民税の住宅ローン控除の申告方法○

給与収入のみで確定申告をされない方	『市町村民税・都道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書』の「給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用」（第五十五号の三様式）に源泉徴収票を添付して、該当年の1月1日現在お住まいの市区町村へ提出してください。鏡野町の場合、申告期間中（2/18～3/17）は申告会場で、それ以外の期間は、役場税務課が窓口です。
所得税の確定申告をされる方	『市町村民税・都道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書』の「確定申告書を提出する納税者用」（第五十五号の四様式）を所得税の確定申告書とともに税務署に提出してください。

- ※ 申告書は、鏡野町役場税務課窓口及び税務署の窓口にご用意しています。
- ※ 申告書は、市町村提出用・税務署確認用の2枚をご提出ください。
- ※ 平成20年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるには、**毎年申告**が必要となります。

○申告書の提出期限○

平成20年度分は**平成20年3月17日（月）**（市町村民税・道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）が提出期限です。

- 総務省の税源移譲のホームページ（http://www.soumu.go.jp/czaisei/czaisei_seido/zeigenijou2.html）に、申告書作成ツールがありますので、ご利用ください。
- 給与収入のみで確定申告をされない方は、住宅借入金等の年末残高合計額を記載する欄があります。事業所等で住宅借入金等の年末残高を確認して下さい。

〈お問い合わせ・申告書提出先〉

〒708-0392
鏡野町竹田660番地
鏡野町役場税務課
☎(0868) 54-2985【税務課直通】

〈所得税のお問い合わせ先〉

〒708-8657
津山市田町67番地
津山税務署
☎(0868) 22-3147